

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成22年3月31日

1. 現状

平成21年4月1日現在、技能労務職員は、36人。

内訳：用務員9人、電話交換手1人、学校給食調理員11人、
保育園給食調理員5人、清掃職員10人

2. 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しつつ、国、県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用に努める。また、技能労務職員については、退職不補充とし、臨時職員等で対応をする。

3. 具体的な取組内容

平成20年度に技能労務職のあり方、方向性等について庁内で協議検討をする組織を発足し、これまでに協議を重ねた。

その結果、用務員、電話交換手の2職種については、平成21年度に職種転換試験を実施し、平成22年度から一般行政職へ職種転換を行う。また、給食調理員及び清掃職員については、引き続き、課題点等について協議を行い、早期に見直しの調整が図れるよう取組みを継続する。